

令和6年2月7日

陳情第22号

神奈川県に、飯泉取水堰下流の酒匂川河床の適正管理を求める意見書の提出を求める陳情



## 神奈川県に、飯泉取水堰下流の酒匂川河床の適正管理を求める意見書の提出を求める陳情

### 【陳情趣旨】

陳情者は、貴議会へ令和3年に陳情第51号 河川河床の適正管理を求める陳情を提出し、神奈川県と連携して市内河川の水害防止を目的とする適正管理を図ることを提言しております。

今さら申し上げるまでもなく、国が管理する一級河川は小田原市にはありませんので、小田原市が管理する河川は適正に管理されているものとの前提で、敢えて神奈川県が管理する二級河川である酒匂川の支流を含め総延長140キロメートルに及ぶ流域の最後、相模湾にそそぐ限定されたエリアについて神奈川県に要望を行うことを求めるものです。

渇水期にあたる冬季に、飯泉取水堰と飯泉橋の間の河床のしゅんせつが毎年行われております。

これにより、県の水道事業が円滑に実施されているものと思料いたします。一方、取水堰からこぼれ落ちた土や砂や砂利などの土砂がその下流に年々堆積し続けております。

堆積した土砂によって、飯泉取水堰下流の平時の水面は、かつて左右両岸とも河川敷から1メートルの段差があったとの記憶がありますが、今や50センチメートルもないくらいに水面が上昇しています。水量が恒常的に増加しているのではなく、堆積し続ける土砂により河床が上昇していると判断できます。酒匂川の夏の風物詩でもあったアユ釣りは、飯泉取水堰下流では見かけなくなりつつあります。

陳情者の居住地のそばを流れる中村川も二級河川ですが、東日本大震災に起因する復興予算に圧迫された県内の土木予算が通常執行に回帰した中で、近年は中村原の人道橋付近で河床浚渫をしていただいております。県内の二級河川全てを陳情者は把握しておりませんが、そうした県の河川管理計画に飯泉取水堰下流を組み込んでいただく理由には、河川敷の保護だけでなく流域周囲に居住する小田原市民の生命財産を保護するという究極の目的が挙げられます。

### 【陳情項目】

小田原市議会として神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき、飯泉取水堰下流の酒匂川河床の適正管理を求める意見書を提出してください。

令和6年2月7日

小田原市議会議長

大川 裕 様

提出者

小田原市中村原303

加藤 哲男 ㊞